令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　北広島町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	96.9　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.3　%
全職員	85.2　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－　%
本庁課長相当職	109.8　%
本庁課長補佐相当職	94.2　%
本庁係長相当職	94.9　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	92.5　%
３１～３５年	92.5　%
２６～３０年	97.4　%
２１～２５年	104.7　%
１６～２０年	49.9　%
１１～１５年	105.4　%
６～１０年	91.3　%
１～５年	114.9　%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員数の算出においては、週当たりの勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で割ることにより算出している。（例：週 35 時間勤務の場合　35÷38.75≒0.92 人（小数点第３位で切り上げ））
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が定められていない職員は、人数・給与額算定の対象に含めていない。
- 役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には該当職員がいないため、「－」と記載している。
- 勤続年数が「１６～２０年」の区分には医師が含まれており、差異に大きく寄与している。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。